

吉田町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項及び吉田町監査基準（平成27年監委告示第3号）第18条第1項の規定により、教育長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年2月10日

吉田町監査委員 藁科 武夫

吉田町監査委員 三輪美由紀

定期監査結果に基づく措置について
（別紙のとおり）